

利用料について

いずみ（共同生活援助）

【 利用料金 】

◎ 給付費支給対象サービスに関する利用料金（厚生労働省令で定める基準額）及び利用者負担額

サービス種別	区分	利用料金	利用者負担額	算定	
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	6	6,680円/日	668円/日	○	
	5	5,520円/日	552円/日	○	
	4	4,710円/日	471円/日	○	
	3	3,850円/日	385円/日	○	
	2	2,950円/日	295円/日	○	
	1以下	2,590円/日	259円/日	○	
共同生活援助サービス費（Ⅳ） （体験利用）	6	6,990円/日	699円/日	○ 該当者のみ	
	5	5,820円/日	582円/日		
	4	5,020円/日	502円/日		
	3	4,150円/日	415円/日		
	2	3,260円/日	326円/日		
	1以下	2,890円/日	289円/日		
大規模住居減算	1住居の定員8人以上	共同生活援助サービス費×95/100			
福祉専門職員配置加算（Ⅰ）		100円/日	10円/日	○	
福祉専門職員配置加算（Ⅱ）		70円/日	7円/日		
福祉専門職員配置加算（Ⅱ）		40円/日	4円/日		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		410円/日	41円/日		
重度障害者支援加算		3,600円/日	360円/日		
夜間支援体制加算（Ⅱ）	夜間支援対象利用者7人	640円/日	64円/日	○ 該当者のみ	
	夜間支援対象利用者8人～10人	500円/日	50円/日		
	夜間支援対象利用者11人～13人	370円/日	37円/日		
	夜間支援対象利用者14人～16人	300円/日	30円/日		
	夜間支援対象利用者17人～20人	250円/日	25円/日		
夜間支援体制加算（Ⅲ）		100円/日	10円/日		
日中支援加算（Ⅰ）	日中支援対象利用者1人	5,390円/日	539円/日		
	日中支援対象利用者2人以上	2,700円/日	270円/日		
日中支援加算（Ⅱ）	日中支援対象利用者1人	区分4,5,6	5,390円/日	539円/日	○ 該当者のみ
		区分3以下	2,700円/日	270円/日	
	日中支援対象利用者2人以上	区分4,5,6	2,700円/日	270円/日	
		区分3以下	1,350円/日	135円/日	
自立生活支援加算	入院中1回、退院後1回が限度	5,000円/回	500円/回		
入院時支援特別加算	3日以上7日未満	5,610円/月	561円/月	該当者のみ	

	7日以上	11,220円/月	1,122円/月	該当者のみ
帰宅時支援加算	3日以上7日未満	1,870円/月	187円/月	該当者のみ
	7日以上	3,740円/月	374円/月	該当者のみ
長期入院時支援特別加算		1,220円/日	122円/日	該当者のみ
長期帰宅支援加算		400円/日	40円/日	該当者のみ
医療連携体制加算（Ⅰ）		5,000円/日	500円/日	
医療連携体制加算（Ⅱ）		2,500円/日	250円/日	
医療連携体制加算（Ⅲ）		5,000円/日	500円/日	
医療連携体制加算（Ⅳ）		1,000円/日	100円/日	
医療連携体制加算（Ⅴ）		390円/日	39円/日	
地域生活移行個別支援特別加算		6,700円/日	670円/日	
通勤者生活支援加算		180円/日	18円/日	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位×54/1000（一月につき）			○
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位×30/1000（一月につき）			

○ 介護給付費支給対象サービス以外に関する利用者負担額

内容	金額
家賃	<p>【いずみ、坪生】月額 10,000 円【せと、はばたき、サリバー山手】月額 12,500 円 【らぼーる】月額 15,000 円 【よるこび荘】月額 25,000 円 【よるこび、くれぱす】月額 30,000 円 【つばさ】月額 43,000 円</p> <p>* 月の途中で入退居した場合は、1か月を30日とした日割り計算とします。 * 退居する場合は、退居を希望する1か月前までに書面で事業所へ申し出て下さい。申し出がない場合は、退居する月も当該事業所の定める月額満額を徴収します。 又、外泊や入院等による不在の場合は減額しません。 * 特定障害者特別給付費により月額10,000円の家賃補助があります。対象の方は生活保護受給者、市町村民税非課税世帯の者。 * 入居者の収入、預貯金等により生活が困難な場合は家賃を軽減することができます。</p>
食材料費	<p>実費（月額 30,000 円を目安）居住単位でその月の食材料費をその月の全体の食数で割った金額に当入居者が食べた食数をかけた金額（端数切上）を徴収します。</p>
水道光熱費 日用品費	<p>実費 その月に外泊や入院の利用者がいた場合は、かかった費用を利用日数でかけ、居住単位全体の利用者の利用日数の合計で割った延べ額（端数は切上）を徴収します。</p>
共益費 （共同で使用する備等の購入費）	<p>月額 2,000 円…よるこび、くれぱす、つばさ、せと、らぼーる、はばたき サンリバー山手、よるこび荘 月額 2,500 円…いずみ、坪生</p> <p>月の途中で入退居した場合についても、月額分徴収します。冷蔵庫や洗濯機など住居の中にある入居者が共同で使う備品の維持管理に要する費用について負担して頂きます。</p>

その他の費用	<p>実費</p> <ul style="list-style-type: none">* 利用にあたって負担が適当である必要経費をご負担いただきます。* 余暇活動に要する費用、各種行事への参加費、個人的な買物に要する費用、電話代、コピー代、各種証明書発行手数料（1通500円）、付き添い費等* 食費・光熱水費等については、1ヶ月分を精算するため、入居時に各ホームに定める金額（月額5万円を上限）を預からせていただきます。退居時の精算を引いた残金は返却します。
--------	--